

衛生研究所業務の部

I 一般業務概要

衛生研究所の昭和28年1月24日秋田県訓令第4号並びに秋田県行政組織規程により地方機関として、県民の保健衛生の向上に関する各種の試験検査及び調査研究を行って来たが、同規定第12条の規定により、公衆衛生課に属していた。

昭和30年4月1日、秋田県会計規則における廢に指定（秋田県告示第183号）され、衛生部医務課に転属することとなったが、出納員がいなかった、それで同年4月28日飯塚昭二が衛生研究所出納員に命ぜられたが、収入面のみで、支出は医務課の所管であった。

昭和30年7月26日（秋発第113号）秋田県部室設置条例、秋田県行政組織規程の一部改正により、民生部と衛生部は統合されて厚生部となり、また医務課と薬務課は統合されて医務薬事課となった。従って衛生研究所はこの医務薬事課に属することとなった。

昭和30年7月26日旧薬務課長福田九八は当衛研に技師として転任し、9月30日主事藤山農夫吉は依願退職し、また11月10日出納員飯塚昭二は雄勝県税事務所へ転勤し、後任に出納室から高橋作之丞が転勤し来り、現在に至っている。

以上のような人事の異動により、また定数条例等などにより、庶務としての業務はあっても庶務係はなく、ただ出納員1名のみの現在である。次に現職員氏名並びに業務分担を録す。

I 現職員並びに業務分担調				(昭和31年4月1日)
業務区分	職名	氏名	発令年月日	
化学検査 細菌検査 化学検査 細菌検査 " "	所長	児玉栄一郎	昭和29年6月25日	
	技師	福田九八	昭和30年7月26日	
	"	藤沢宗一	昭和21年11月27日	
	"	斎藤ミキ	昭和21年2月28日	
	"	佐々木千代治	昭和27年8月12日	
	"	庄司キク	昭和19年10月1日	
化学検査 細菌検査 出納員 化学検査 細菌検査 " "	"	茂木武雄	昭和23年5月20日	
	"	小林清吉	昭和29年8月2日	
	"	坂本昭男	昭和21年10月1日	
	主事	高橋作之丞	昭和30年11月10日	
	雇	松淵忠美	昭和25年4月1日	
	"	高山和子	昭和25年7月10日	
" "	備人	橋本与市	昭和27年12月17日	
	"	森田鉄雄	昭和25年12月8日	

Ⅱ 衛生研究所関係条例、規則及び使用料、手数料

秋田県規則第13号

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料

徴収条例施行規則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（昭和23年秋田県条例第57号）第2条、第3条及び第6条の規定に基き、この規則を制定する。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和29年秋田県規則第49号）の全部を改正する。

（使用料等の種類及び額）

第1条

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定による使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の種類及び額は別表のとおりとする。ただし、特に費用を要する場合であって、同表に定めのない使用料等の額は健康保険法及び船員保険法の規定に依る療養に要する費用の額の算定方法（昭和18年厚生省告示第66号）に定める点数に基き、その診療報酬1点の単価をもって算定した額の8割とする。

2 別表中の集団の料金の適用を受けようとするものは、別に定める集団の代表者が使用等の特例適用願書（別記様式第1号）を県の衛生関係施設の長（以下「施設の長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料等の徴収）

第2条 施設の長は、診療並びに衛生上の検査及び試験を受けるため、その施設を利用する者から利用のつど使用料を徴収する。

（検査委託申請書）

第3条 衛生上の検査を受けようとするものは、検査委託申請書（別記様式第2号又は第3号）又は温泉分析委託申請書（別記様式第4号）を施設の長に提出しなければならない。但し、保健所の医師が診療のため必要とする検査については、この限りでない。

（検査成績書）

第4条 施設の長は、検査を終了したときはすみやかに検査成績書を当該検査申請者に交付しなければならない。

2 前項の検査成績の様式は、別に定める。

（使用料等の免除）

第5条 施設の長は、条例第5条の規定による使用料等の全部又は一部の免除をすることができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、使用料等減免願書（別記様式第5号）を施設の長に提出して、その承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、昭和30年4月1日から施行する。

（別 表）

県の衛生関係施設の使用料及び手数料料金表

1 結核処置料

レントゲン撮影

イ 大四ツ切型フィルム	1枚につき	500円
ロ 四ツ切型フィルム	1枚につき	400円
ハ 四ツ切型フィルム半分	1枚につき	200円
ニ 六ツ切型フィルム	1枚につき	300円
ホ 八ツ切型フィルム	1枚につき	240円
ヘ 六六判フィルム	1枚につき	80円
ト 35ミリフィルム	1枚につき	25円
レントゲン透視診断	1回につき	80円
ツベリクリン皮内反応検査	1回につき	20円

赤血球沈降速度測定

1回につき（採血料を含む） 30円

B G 接種 1回につき 25円

人工気胸術 1回につき 130円

2 性病処置料

マファルセン 1回につき 100円

サルバルサン、ネオネオアーセミン

1号 1回につき 110円

2号 1回につき 120円

3号 1回につき 130円

4号 1回につき 140円

5号 1回につき 150円

6号 1回につき 170円

次サルチル酸蒼鉛 1回につき 25円

スルファチアゾール錠 1錠につき 15円

スルファダイアジン錠 1錠につき 15円

水性プロカインペニシリン30万単位につき 135円

30万単位又はその端数を増すごとに 110円

油性及び懸濁水性プロカインペニシリン		
30万単位につき	60円	
30万単位又はその端数を増すごとに	25円	
ストレプトマイシン 1グラムにつき	210円	
マイシリン ストレプトマイシン 0.5グラム 加ペニシリン40万単位 1本につき	255円	
マイシリン ストレプトマイシン1グラム 加ペニシリン40万単位 1本につき	400円	
クロロマイセチン (カプセル) 250ミリグラムにつき	230円	
クロロマイセチン (錠剤) 250ミリグラムにつき	145円	
オーレオマイシン (カプセル) 250ミリグラムにつき	175円	
テラマイシン (カプセル) 250ミリグラムにつき	175円	
処 置 料 1回につき	25円	
3 高血圧症処置料		
エレクトロカルジオグラム		
3誘導 1件につき	350円	
特殊誘導 1件につき	150円	
4 臓器診断料		
造影剤使用臓器透視診断 1回につき	130円	
造影剤使用臓器写真診断 ハツ切フィルム2枚につき	600円	
5 歯科処置料		
普 通 処 置		
イ う 歯 処 置 1回につき	25円	
ロ 洗 滌 1回につき	15円	
予 防 処 置		
イ 弗化ソーダ塗布 1回につき	50円	
ロ 鍍銀法処置 1回につき	50円	
ハ 歯口清掃 1がくにつき	35円	
ニ 歯石除去 1がくにつき	45円	
ホ 歯さうのうろう処置 1がくにつき	15円	
充 填		
イ アマルガム充填 1歯につき	175円	
ロ 燐酸セメント充填 1歯につき	55円	
ハ 硅酸セメント 1歯につき	90円	
抜 歯		
イ 臼 歯 1歯につき	125円	
ロ 前 歯 1歯につき	90円	
ハ 乳 歯 1歯につき	60円	
レントゲン撮影		
イ 標準型フィルム 1枚につき	90円	
ロ 咬合型フィルム 1枚につき	135円	
ハ カビネ型フィルム 1枚につき	230円	

6 血清学的検査料

ウイダール氏反応検査 1件につき (採血料を含まず)	25円
集団の場合は1人1件につき (採血料を含まず)	15円
ワイルヘリックス氏反応検査 1件につき (採血料を含まず)	25円
集団の場合は1人1件につき (採血料を含まず)	15円
フライ氏反応検査 1件につき	45円
梅毒血清反応検査	
イ ワツセルマン反応 (沈降反応併用) 1件につき (採血料を含まず)	75円
集団の場合は1人1件につき (採血料を含まず)	40円
ロ 沈降反応 (2種併用) 1件につき (採血料を含まず)	35円
集団の場合1人1件につき (採血料を含まず)	20円
補体結合反応検査	

(発疹チフス、日本脳炎、インフルエンザ等)

1件につき	130円
赤血球凝集反応検査 1件につき	130円
寒冷凝集反応検査 1件につき	45円
採 血 料 1回につき	15円
集団の場合は1人1回につき	5円

7 顕微鏡検査料

喀痰検査 1件につき	30円
松岡氏染色法 1件につき	45円
その他の細菌学的検査 1件につき	20円
寄生虫卵検査	
イ 直 接 法 1件につき	20円
集団の場合は1人1件につき	10円
ロ 集 卵 法 1件につき	30円
マラリヤ、再帰熱等の原虫検査1件につき	30円

8 細菌学的培養検査料

チフス、パラチフス、赤痢等の菌 1件につき	135円
食物中毒の菌 1件につき	150円
結核菌の抗性質耐性検査 1件につき	280円
9 その他の細菌学的検査料	
水及び氷雪検査 1件につき	140円
飲料水の集団検査 1件につき	70円
その他の食品検査 1件につき	200円
殺菌抗力検査 1件につき	1,200円

10 臨床病理検査料

尿 化 学 検 査

イ 比重及び反応、ビリルビン定性、ウロビリ 定性、ウロビリノーゲン定性等 1件につき	15円
--	-----

ロ	ジアスターゼ定量	1 件につき	35円
ハ	インジカン、アセトン、胆汁成分、ポルフィリン等	1 件につき	25円
ニ	蛋白定性	1 件につき	10円
ホ	糖 定 性	1 件につき	15円
ヘ	蛋白定量	1 件につき	15円
ト	糖 定 量	1 件につき	35円
血	液 検 査		
イ	血液理化学的検査	1 件につき (採取料を含まず)	75円
ロ	血色素測定	1 件につき (採取料を含まず)	15円
ハ	血液型検査	1 件につき (採取料を含まず)	25円
ニ	血球計算	1 件につき (採取料を含まず)	35円
ホ	血液像検査	1 件につき (採取料を含まず)	35円
ヘ	血糖測定	1 件につき (採取料を含まず)	55円
ト	血中微生物検査	1 件につき (採取料を含まず)	35円
チ	採 取 料	1 回につき	10円
	糞便潜血反応検査	1 件につき	25円
	脳脊髄液検査	1 件につき (採取料を含まず)	45円
	胃液、十二指腸液検査	1 件につき (採取料を含まず)	45円
	腎臓機能検査	1 件につき	70円
	組織顕微鏡検査	1 件につき (採取料を含まず)	90円
但し、臨床病理検査のうち、保健所において高血圧症予防に関して行う検査については料金15円のもの10円その他は当該料金の半額とする。			

11 食品、添加物等の試験検査料

定性分析	1 成分につき	200円
定量分析	1 成分につき	300円
食品の栄養学的成分試験	1 件につき	1,000円
乳汁類の脂肪比重測定	1 件につき	300円
酒精飲料試験		
イ	メチルアルコール含有測定	1 件につき 500円
コ	比重アルコール含有測定	1 件につき 400円
	その他食品の比重測定	1 件につき 300円
	食品の成分規格の化学的検査	
イ	乳及び乳製品	1 件につき 600円
コ	氷 雪	1 件につき 350円
ハ	その他の食品	1 件につき 600円
ニ	器具、容器及び包装	1 件につき 600円

12 水質化学試験料

定性分析	1 成分につき	100円
定量分析	1 成分につき	200円
飲料水適否試験	1 件につき	350円
汚水及び排水試験	1 件につき	500円

13 温 泉 分 析 料

定量分析 (中分析)	1 件につき	7,000円
ラジウム及び放射能分析	1 件につき	2,000円

14 医薬品及び衛生材料試験料

定性分析	1 成分につき	200円
定量分析	1 成分につき	300円
局方適否試験	1 件につき	600円
薬品鑑定	1 件につき	1,500円

15 農工業用薬品試験料

定性分析	1 成分につき	200円
定量分析	1 成分につき	300円

16 化粧品試験料

定性分析	1 成分につき	200円
定量分析	1 成分につき	300円
有害金属の有無試験	1 件につき	500円

17 動 物 試 料

実験用動物を使用して行う試験、実費を基準としてそのつど所長が定める額

18 文 書 料

1 通につき 40円
但し、同一疾病について、継続的に2回以上処方せんを必要とするものについては第2回以後の処方せんの料金は20円とする。

診断書、証明書類 1 通につき 40円

但し、2 通以上は、1 通増すごとに10円とする。

検査成績書謄本 1 通につき 30円

但し、2 通以上は、1 通増すごとに10円とする。

様式第1号

使用料等の特例適用願書

このたび寄生虫卵 (血液、飲料水) の集団検査を受けたいので、県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則第1条第2項の規定の適用をお願いします。

1 検査の目的

2 受験者の人員 (検査物の個数)

昭和 年 月 日

集団の所在地及び名称

代表者の職及び氏名

〇〇保健所長 殿

(又は秋田県衛生研究所長)

様式第2号

検査委託申請書

左記について衛生上の検査を委託したく、手数料金
円を添えて（は後納で）申請します。

昭和 年 月 日

委託者の住所
氏 名

（法人にあっては、事務所所在地名称及び代表者の氏
名）

〇〇保健所長 殿

（又は秋田県衛生研究所長）

記

（記載表は別紙に記載）

※ 記載上の注意

- 1 水及び氷雪については、採取（製造）年月日、使用目的、採取地名及び水の種類等を記入すること。
- 2 その他については、製造年月日、製造方法、使用の目的等を記載すること。

様式第3号

検査委託申請書

左記について衛生上の検査を委託したく、手数料金
円を添えて（は後納で）申請します。

昭和 年 月 日

委託者の住所
氏 名

（法人にあっては、事務所所在地名称及び代表者の氏
名）

〇〇保健所長 殿

（又は秋田県衛生研究所長）

記

（記載表は別紙に記載）

様式第4号

温泉分析委託申請書

左記について温泉の分析を委託したく、手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

申請人住所
氏 名

（法人にあっては、事務所所在地名称及び代表者の氏
名）

秋田県衛生研究所長 殿

記

（記載表は別紙に記載）

注

- イ 三部提出のこと。
- ロ 温泉100cc以上200cc以内を添付のこと。
- ハ 源泉及び利用施設所在地の見取図を添付のこと。

様式第5号

衛生関係施設の使用料等の免除願書

このたび貴所の診療（検査）を受けたいが、次の理由により使用料等の全額（一部）の免除について、県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則第5条第2項の規定により、御承認を願います。

理 由

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

右の理由に相違ないことを証明します。

市町村長 氏 名

〇〇保健所長 殿

（又は秋田県衛生研究所長）

様式第2号

1	検査の材料名	
2	検査の目的又は分析を必要とする成分	
3 摘要	採取（製造）年月日	
	製造方法	
	使用目的	
	採取地名	
	水の種、類	

様式第3号

患者氏名		年齢	才	男女	職業
病 名					
検査材料名		検査目的			
主要症状					
備 考					

様式第4号

温 泉 源 名	温泉（源泉名）
発見又は掘さく年月日	
湧 出 量	
源泉所在地及び利用施設所在地	
温泉権利者住所氏名	
温泉又は利用施設別	
備 考	

秋田県告示第358号

県の衛生関係施設の使用料ならびに手数料徴収条例施行規則（昭和30年秋田県規則第13号）第1条第2項の規定に基づき、使用料および手数料の特例を適用しうる集団の範囲を次のように定め、昭和29年秋田県告示第312号（県の衛生関係施設の使用料等の特例を適用すべき集団の範囲）は廃止する。

昭和30年5月28日

秋田県知事 小畑 勇 二 郎

次の各号の1に該当するものであって20名以上の集団

1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第8条に規定す

る事業または事務所において業務に従事する者

2 学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条および第83条第1項に規定する学校の職員、学生、生徒、児童または幼児

3 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第2項の規定する第1種社会福祉事業の用に供する施設および監獄または少年院その他のきよう正施設に収容されている者

4 市町村長が公衆衛生の向上および増進をはかるために行う行事等に参加する住民

★★
Ⅲ 昭和30年度衛生研究所予算調
★★

歳 入		歳 出				
費 目	予 算 額	費 目	内 訳	当 初 予 算 額	節 減 額	実 行 予 算 額
細菌検査手数料	3,954,000	衛生研究所維持費		623,400	35,000	588,400
化学試験手数料	1,431,500		旅 費	87,000	—	87,000
			消 耗 品 費	17,800	—	17,800
			備 品 費	43,500	35,000	8,500
			通 信 運 搬 費	5,000	—	5,000
			食 糧 費	10,500	—	10,500
			光 熱 水 費	410,200	—	410,200
			借 料 及 損 料	49,400	—	49,400
		細 菌 検 査 費		4,048,500	810,594	3,237,906
			旅 費	415,400	36,400	379,000
			消 耗 品 費	1,860,400	201,750	1,658,650
			備 品 費	682,100	479,000	203,100
			原 材 料 費	728,200	93,444	634,756
			修 繕 料	167,000	—	167,000
			印 刷 製 本 費	102,400	—	102,400
		衛 生 試 験 費	通 信 運 搬 費	93,000	—	93,000
				1,386,600	277,860	1,108,740
			旅 費	282,800	68,360	214,440
			消 耗 品 費	414,200	97,240	316,960
			備 品 費	133,500	4,200	129,300
			原 材 料 費	470,400	83,460	386,940
			修 繕 料	25,500	8,000	17,500
			印 刷 製 本 費	18,900	1,300	17,600
			通 信 運 搬 費	33,000	7,000	26,000
			食 糧 費	8,300	—	8,300
合 計	5,385,500			6,058,500	1,123,454	4,935,046

V 昭和30年主要行事一覽

1 月

角館保健所細菌検査調査指導 藤 沢 技 師
 鷹巣町温泉現場試験 小 林 技 師
 厚生省予防衛生研究所要務 児 玉 所 長
 花輪、大館、能代、鷹巣保健所梅毒反応調査指導 庄 司 技 師

東京都、国立予研、北研細菌検査連絡 藤 沢 技 師
 東京都、公衆衛生院化学検査連絡 小 林 技 師

2 月

東京都、国立衛生試験所化学検査連絡 斎 藤 技 師
 湯沢、横手、大曲、角館保健所結核培養並びに寄生虫検査指導 坂 本 技 師
 大館、鷹巣、五城目、能代保健所結核菌薬物耐試験指導 佐々木技師
 湯沢、横手、大曲、角館各保健所インフルエンザ血清検査指導 茂 木 技 師

3 月

東京都、昭和29年度全国地研所長会議 児 玉 所 長
 飯 塚 主 事
 鷹巣、花輪保健所細菌試験指導 藤 沢 技 師
 花輪、大館地区水質試験 松 淵 雇
 角館、水質試験 小 林 技 師
 花輪、大館、能代庶務連絡 藤 山 主 事
 湯沢、大曲、角館保健所梅毒血清反応指導 庄 司 技 師
 花輪、大館、鷹巣保健所細菌検査連絡 坂 本 技 師
 矢島保健所細菌検査連絡 藤 沢 技 師
 湯沢、横手保健所梅毒血清反応指導 佐々木技師
 大館保健所細菌検査連絡 茂 木 技 師
 京都市、日本医学会総会（内科及び伝染病学会） 児 玉 所 長
 藤 沢 技 師
 本荘、矢島地区温泉分析 小 林 技 師

4 月

大曲、角館各保健所細菌検査指導 茂 木 技 師
 厚生省予防研究課及び国立予防衛生研究所連絡 藤 沢 技 師
 大曲市温泉現場試験 小 林 技 師
 大曲市赤痢菌検索 藤 沢 技 師
 茂 木 技 師

5 月

公衆衛生院、国立衛生試験所第二改正国民医薬品集及び覚せい剤検出法、局方試験等の説明会 斎 藤 技 師

男鹿市、潟西村、弘戸村、八竜村ボトリヌス中毒調査 藤 沢 技 師
 大曲市赤痢菌検査 庄 司 技 師
 雄勝郡皆瀬村湯元温泉現場試験 小 林 技 師
 松 淵 雇

6 月

能代市、山本村、八竜村ボトリヌス菌調査 藤 沢 技 師
 秋田職員第三十三回一般研修会受講 松 淵 雇
 弘戸村食中毒調査 藤 沢 技 師
 新潟県東京都第十一回東北北海道地区衛生研究所協議会及び厚生省予防研究課連絡 児 玉 所 長
 花輪保健所営業用水水質試験 斎 藤 技 師
 小 林 技 師
 琴岡町、五城目町、面潟村、一日市町ボトリヌス菌中毒調査 藤 沢 技 師
 井川村、飯田川町、昭和町、天王町、男鹿市（船越）ボトリヌス菌中毒調査 藤 沢 技 師

7 月

本荘保健所水質試験 松 淵 雇
 五城目町、一日市町保健所器材調査及び手数料未納整理用務 飯 塚 主 事

8 月

厚生省薬務局連絡 福 田 技 師
 国立衛生試験所講習会出席 茂 木 技 師
 本荘市、矢島町食中毒調査 茂 木 技 師
 由利郡由利村鮎川水質試験 小 林 技 師
 松 淵 雇
 花輪町、大館保健所細菌試験 藤 沢 技 師
 能代市浅内肝臓ゲストマ調査 佐々木技師
 横手市、湯沢保健所梅毒血清反応指導 庄 司 技 師
 花輪町、鷹巣町、能代市食中毒調査並びに検索 藤 沢 技 師

9 月

大館、能代保健所結核菌耐性試験並びに浅内地区肝臓ゲストマ調査 佐々木技師
 厚生省公衆衛生局、北里研究所食中毒連絡 藤 沢 技 師
 由利郡上川大内村温泉分析現場試験 斎 藤 技 師
 小 林 技 師
 五城目保健所水質試験 松 淵 雇
 鹿角郡宮川村蒸の湯温泉分析現場試験 斎 藤 技 師
 小 林 技 師

本荘、矢島保健所器材調査並びに化学試験指導 福田 技 師
大曲、湯沢保健所梅毒反応指導 庄 司 技 師
花輪、能代保健所細菌検査連絡指導 茂 木 技 師
大館保健所、能代保健所結核菌培養試験並びに浅内地区肝臓デストマ調査 佐々木 技 師
角館町、大曲市、湯沢市食中毒調査 佐々木 技 師
八竜村浜口、一日市町、払戸村ボトリヌス中毒調査 藤 沢 技 師
横手市井戸水汚染状況調査 斎 藤 技 師

10 月

角館、横手保健所器材調査 飯 塚 主 事
山形県第五回北海道、東北七県地方公衆衛生学会並びに地研所長会議 児 玉 所 長
藤 沢 技 師
佐々木 技 師
仙北郡田沢村、生保内町温泉分析現場試験 斎 藤 技 師
松 淵 雇
横手市井戸水水質試験 茂 木 技 師
北秋田郡矢立村温泉現場試験 斎 藤 技 師
小 林 技 師
鹿角郡薬業会出席 福 田 技 師
東京都国立予防衛生研究所細菌検査連絡 庄 司 技 師
京都市第五回地方衛生研究所協議会総会 児 玉 所 長
公衆衛生院第五十二回疫学研究会 藤 沢 技 師
仙台市第九回日本細菌学会 藤 沢 技 師

11 月

大曲、湯沢保健所器材調査並びに手数料滞納整理用務 飯 塚 主 事
角館保健所細菌検査指導 庄 司 技 師

鹿角郡宮川村湯瀬温泉現場試験 斎 藤 技 師
松 淵 雇
男鹿市脇本食中毒調査 児 玉 所 長
湯沢、横手保健所結核菌耐性試験並びに培養検査及び細菌試験月報調製指導 佐々木 技 師
大館、花輪保健所細菌検査及び備品調査 茂 木 技 師
大湯町温泉現場試験 小 林 技 師
松 淵 雇
北秋田郡十二所大滝温泉現場試験 斎 藤 技 師
小 林 技 師
本荘市、象潟町、象潟町上浜ボトリヌス中毒調査 茂 木 技 師

岩手大学北秋、鹿角両地区高血圧調査統計並びに細菌検査連絡 佐々木 技 師

潟西村、払戸村、男鹿市北浦、八竜村浜口ボトリヌス中毒調査 庄 司 技 師

秋田市浜田村寄生虫卵検査 茂 木 技 師

能代市、琴丘、面潟村、一日市町、山本村ボトリヌス菌調査 佐々木 技 師

12 月

東京都厚生省、北里研究所食中毒連絡 藤 沢 技 師

大曲、横手、湯沢保健所化学試験室整備状況調査 福 田 技 師

角館保健所営業用生水水質検査 松 淵 雇

大館保健所化学試験指導 児 玉 所 長

由利郡島海村温泉現場試験 小 林 技 師
松 淵 雇

能代、鷹巣、大館、花輪保健所化学試験室整備状況調査 福 田 技 師

大曲保健所水質検査 斎 藤 技 師

東京都、厚生省、薬務局連絡 児 玉 所 長

鷹巣保健所水質試験指導 小 林 技 師

鷹巣、大館、花輪保健所結核菌薬物耐性試験検査指導 佐々木 技 師

☆ VI 業務内容について ☆

(A) 庶務係

- イ、所印、職印の管理に関すること
 - ロ、文書の收受及び発送手続並びに保管に関すること
 - ハ、物品の購入及び修繕等の手続に関すること
 - ニ、手数料の徴収整理に関すること
 - ホ、研究所の運営、企画及び重要業務の連絡調整に関すること
 - ヘ、その他細菌、化学の各係に属しないことがら
- 註 昭和30年4月1日本研究所は廃となり、出納員を置くことになった。庶務係主事飯塚昭二が出納員に

任命せられたが、収入業務のみで、支出は主管課の医務課において取扱われた。9月30日庶務係藤山農夫吉依願退職11月10日出納員飯塚昭二が雄勝県税事務所へ転出後高橋作之丞が本研究所の出納員に任命せられた。しかしこれらの異動によって庶務係としての人的配置はないことになった。

(B) 細菌検査係の業務並びに成績

細菌試験検査は一般診療機関よりの依頼を主とし、行政上必要なる各種試験、並びに事業所、学校などからの依頼の他、各保健所からの細密検査、それに個人からの依頼検査などである。

細菌検査係の業務は現在大別して (1)細菌検査 (2)梅毒血清反応、(3)結核菌検査、(4)培地製作並びに試験動物飼育、(5)その他となっているが、それら細目は本衛生所報第1輯に録したとおりである。

(1) 昭和30年度(1月～12月)の件数並びに成績は次に示すとおりである。第1表においては結核、梅毒を除いた1ヶ年間の業務実績を示したのであるが、第2表には寄生虫卵検査の実績を示した。

第1表 細菌検査実績表 (昭和30年1月～12月) (結核、梅毒を除く)

検査区分	月別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計	陽性率
赤痢菌		6 (1)	19 (6)	23 (1)	27 (4)	43 (2)	28 (1)	33 (2)	35 (4)	53 (7)	42 (3)	12 (2)	15 (4)	336 (37)	11.0%
腸バ		7	7 (1)	6	8 (1)	22	17 (1)	12 (2)	12 (1)	26 (2)	23	6 (1)	4	150 (9)	6.0%
病原体保育者								14					10	24	
その他	ウイダー、ワイル フェリックス反応	7 (7)	8 (8)	6 (6)	9 (5)	11 (11)	11 (11)	8 (8)	11 (11)	18 (18)	9 (9)	7 (5)	5 (3)	110 (102)	
の	チフテリア菌	3								2	2		4	11	
他	流脳菌														
の	淋菌				3		3	1		1				8	
細	原虫														
菌	食中毒	1				2	1	1	19	90	78	3		195	
査	飲食品				1							1	2	5	
	水及氷	1	4	6	4	18	4	19	38	18	19	18	18	167	
	臨床試験		2 (1)	24 (1)			1					4		31 (1)	
	赤痢菌々型検査	6 (6)	11 (11)	6 (6)	39 (38)	107 (107)	49 (47)	58 (55)	32 (30)	68 (68)	34 (32)	44 (43)	12 (12)	466 (455)	
	その他	5 (1)	15 (1)	33 (1)	87 (7)	87 (3)	17 (2)	13 (1)	12 (2)	25 (4)	16 (1)	33 (7)	9 (1)	272 (24)	
	計	23 (14)	40 (20)	75 (14)	65 (43)	224 (121)	86 (60)	118 (64)	183 (43)	210 (90)	84 (42)	108 (55)	49 (16)	1,265 (582)	
寄	一般依頼	459 (193)	357 (225)	179 (93)	2	2 (1)	1			1 (1)	1	407 (194)	1	1,410 (707)	
生	指定町村														
虫	計	459 (193)	357 (225)	179 (93)	2	2 (1)	1			1 (1)	1	407 (194)	1	1,410 (707)	
合	計	495 (208)	423 (252)	283 (108)	102 (48)	291 (124)	132 (62)	177 (68)	230 (48)	290 (100)	150 (45)	533 (252)	79 (20)	3,185 (1,335)	

- 註 1. 各細菌項目欄中、上の数字は件数、括弧内は陽性数である
2. 赤痢菌型検査欄中の数字は、衛生研究所において分離した赤痢菌及び保健所から菌株として菌型決定の為依頼されたものである

第2表 寄生虫卵検査実績表 (昭和30年1月～12月)

検査区分	件数	検査件数	陽性					
			蛔虫卵	東洋毛線虫卵	鞭虫卵	十二指腸虫卵	肝臓ダストマ虫卵	その他
直接法	1,391	570 (41.0)	16 (1.2)	107 (7.7)	1 (0.07)	2 (0.14)		
沈澱法	19	2 (10.5)	3 (15.8)	3 (15.8)	2 (10.5)	1 (5.2)		
計	1,410	572 (40.6)	19 (1.3)	110 (7.8)	3 (0.2)	3 (0.2)		

- 註 1. 括弧内は陽性率(%)を示す
2. 検査材料は主として秋田市内の企業団体及学童を対象としたものである

(茂木技師)

(2) 梅毒血清反応について

当研究所においては梅毒検査のためにワッセルマン反

応、村田反応、北研法を実施しており、必要のあるときは他にガラス板法を実施しているが、その実績は第表のとおりである。

第 3 表 昭和30年自1月
至12月梅毒血清反応試験実績

試験法別	月 別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計	%
ワッセルマン反応		659 (103)	610 (72)	811 (145)	616 (75)	669 (94)	653 (90)	548 (115)	579 (96)	766 (100)	504 (85)	552 (100)	452 (80)	7,422 (1,155)	15.6
村 田 反 応		619 (83)	571 (72)	748 (113)	535 (65)	607 (101)	592 (87)	494 (89)	518 (65)	689 (81)	457 (88)	501 (101)	402 (63)	6,733 (1,008)	15.0
ガ ラ ス 板 法				45 (0)	26 (7)					473 (16)	7 (0)	3 (0)	1 (0)	555 (23)	4.1

() 内は陽性数を示す

(庄司技師)

(3) 結核菌の検査

本研究所においては業務として行うことは結核菌の塗
抹染色並びに培養試験、耐性検査などである。但し塗

抹染色の依頼されることは少く、主として培養並びに
薬物耐性検査である。これらの成績を示すと第4表、
第5表、第6～9表のとおりである。

第 4 表 昭和30年自1月
至12月喀痰内結核菌塗抹染色成績

月 別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
件 数	1	2	3	2	3	1	2	2		1		2	19
()は陽性を示す	(1)	(1)	(1)			(1)						(1)	(5)

第 5 表 昭和30年自1月
至12月喀痰内結核菌培養成績

月 別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	合 計
培養総件数	308	458	388	298	206	165	150	145	133	159	172	176	2,748
陽 性 件 数	71	27	83	102	64	57	27	18	28	21	39	34	571
陽 性 率 %	23.1	5.9	21.4	34.2	31.0	34.6	18.0	12.4	21.1	13.2	22.7	19.3	20.7

第 6 表 昭和30年自1月
至3月結核菌耐性試験成績

薬 剤 検 査 の 種 類 件 数		対 照					感 性 (%)	耐 性					
								1 r		1 0 r		100 r	
								A	B	A	B	A	B
S M	47	15	6	5	19	2	24 (51.1)	6	5	0	4	3	3
P A S	39	19	4	7	8	1	23 (59.0)	0	5	1	7	0	2
I N A H	26	15	3	5	3	0	15 (57.7)	0	4	0	2	0	5
T B I	6	4	1	0	1	0	1 (16.7)	0	1	0	3	0	1
計	118	53	14	17	31	3	63 (53.4)	6	15	1	16	3	11

第 7 表 昭和30年自4月結核菌耐性試験成績

薬 劑 種 の 類	検 査 件 数	対 照					感 性 (%)	耐 性					
		冊	冊	冊	+	—		1 r		1 0 r		100 r	
								A	B	A	B	A	B
S M	44	22	4	5	10	3	16 (36.3)	8	6	3	3	2	3
P A S	46	27	7	5	7	0	18 (39.3)	3	13	2	4	1	5
I N A H	27	17	4	1	5	0	23 (85.2)	0	2	0	1	0	1
T B I	0	0	0	0	0	0							
計	117	66	15	11	22	3	57 (48.7)	11	21	5	8	3	9

第 8 表 昭和30年自10月結核菌耐性試験成績

薬 劑 種 の 類	検 査 件 数	対 照					感 性 (%)	耐 性					
		冊	冊	冊	+	—		1 r		1 0 r		100 r	
								A	B	A	B	A	B
S M	75	28	15	4	18	10	18 (24.0)	6	11	6	11	9	4
P A S	68	28	16	4	13	7	25 (36.8)	5	15	2	10	1	3
I N A H	43	19	10	2	7	5	28 (65.1)	0	4	1	2	1	2
T B I	3	2	0	1	0	0	1 (33.3)	0	1	0	0	0	1
計	189	77	41	11	38	22	72 (38.1)	11	31	9	23	11	10

第 9 表 昭和30年自10月結核菌耐性試験成績

薬 劑 種 の 類	検 査 件 数	対 照					感 性 (%)	耐 性					
		冊	冊	冊	+	-		1 r		1 0 r		100 r	
								A	B	A	B	A	B
S M	73	74	8	4	8	6	12 (16.4)	5	14	10	13	4	9
P A S	71	44	10	3	8	6	25 (35.2)	1	14	1	16	0	8
I N A H	51	31	7	3	5	5	22 (43.1)	2	7	3	8	2	2
T B I	2	2	0	0	0	0	0				1		1
計	197	124	25	10	21	17	59 (29.9)	8	35	14	38	6	20

備 考

- 1 以上の表中対照の陰性のものは判定不明である
- 2 冊は岡一片倉斜面培地上全面びまん性に生えているもの

冊はびまん性に生えているが、所々に生えない間隙のあるもの
冊はコロニー数が 100ヶ以上に及んだものか、又は表面の強にびまん性に生えているもの

+はコロニー数 100ヶ以下か、又は表面の 1/3 以下びまん性に生えたもの

- 3 表中 A は対照の陽性程度とほぼ一致したもの
B はコロニーは生えたが、A の程度に及ばないもの

4 成績判定は培養開始後 4～5 週をもつてした。
次にこれらを 1 月分から 12 月分までまとめたものが第 10 表である。喀痰より培養した結核菌の各種抗結核剤に対する耐性は季節によって多少の変動は見られるが、検査件数の 71% が S M に耐性を有し、P A S に対

第 10 表 昭和 30 年 1 月 1 日 至 12 月 結核菌耐性試験成績

薬 劑 種 の 類	検 査 件 数	対 照					感 性 (%)	耐 性					
								1 r		10 r		100 r	
		冊	冊	冊	+	-		A	B	A	B	A	B
S M	239	112	33	18	55	21	70 (29.3)	25	36	19	31	18	19
P A S	224	118	37	19	36	14	91 (40.6)	9	47	6	37	2	18
I N A H	147	82	24	11	20	10	88 (59.8)	2	17	4	13	3	10
T B 1	11	8	1	1	1	0	2 (18.2)	0	2	0	4	0	3
計	621	320	95	49	112	45	251 (40.4)	36	102	29	85	23	50

しては 59% が耐性菌であり、また I N A H に対しては 40% が同じく耐性である。(昨年 29 年度) の成績と比較して見ると、耐性率がそれぞれ 57%、45%、34% であったのであるから、耐性度も 1 ケ年の間にかなり上昇したものように受け取られる。T B 1 については件数が少いので比較は困難と思われるが、強いていえば昨年度の耐性率は 35%、30 年度は 82% を示す。

また各薬剤の濃度と耐性について言えば、10 r の場合 S M、P A S、I N A H はそれぞれ 21%、15%、12% の耐性を示し、また 100 r の濃度の場合はそれぞれ 16%、4%、9% の耐性率を示すのである。

○培養に対する 1 つの試み

最近結核患者の喀痰には「塗抹陽性、培養陰性」な場合があることが報告されている。これについてはいろいろな事柄が考えられているが、私はまず先人の業績追試の意味で、A の岡一片倉培地にはオレイン酸ソーダ (0.005%) のみを加え、B の岡一片倉培地にはオレイン酸ソーダ (0.005%) と活性炭末 (0.3%) を加え、これらを対照のものと比較した。依頼検体 102 件について 3 者同一の条件の下に実施した成績は第 12 表に示した。

第 12 表 オレイン酸ソーダ、又はオレイン酸ソーダ並びに活性炭末附加培地の結核菌培養成績

	対照陰性 附加培地 陽性	対照と 同一の もの	対照陽性 附加培地 陰性	対照に比 しコロニ ー数の多 いもの	対照に比 しコロニ ー数の特 に大なる もの
A 培地 (オレイン 酸ソーダ)	2	81	0	15	4
B 培地 (オレイン 酸ソーダ加 活性炭末)	2	76	0	19	5

すなわち僅かに良好であると思われる成績である。
次にイソニコチン酸ヒドラジドに対する耐性結核菌について「減圧培養」を試みた。まず依頼検体から I N A H に対して 100 r 培地に成長する結核菌を拾い、間接法による耐性試験と同一の要領で、それぞれ 1 r、50 r、100 r、150、200 r、500、1000 r、1 cc を含む培地に、菌液 (1 mg 1 dl) 0.1 dl ずつメスピペットをもって流し込み、1 夜 39°C 孵卵器に斜面を水平に静置し、翌日デシケーターに納め、ロータリーポンプで減圧 (約 350 mm) して後 36°C 孵卵器中に 5 週間培養した。対照としては綿栓の換りにゴムキャップを施したものとした。成績を集約すると、

- イ、コロニー増殖の状態は対照と大差ない。
ロ、塗抹染色による菌の形態は殆ど点線型。
ハ、コロニーの形態は何れも R 型。

(佐々木技師)

(C) 化学試験係の業務並びに成績

化学試験係の業務は秋田県の衛生行政に副ったあらゆる面の化学的な試験及び調査研究を行い、1昨年よりは放射能に関する業務を行っている。その他各保健所の化学試験技術者の指導に当り、また業務を応援する。

現在当衛研の化学試験係は4名であり、その他保健所では13保健所のうち8保健所に各1名だけ配置をされているのみで、過重な負担を行いながら努力している現況である。

当衛研化学検査係の業務を列記すると次のとおりである。(1) 水質検査、(2) 温泉分析、(3) 薬品検査、(4) 食品検査、(5) 井戸水検査、(6) 放射能検査 (7) 技術者訓練、(8) 工業廃液検査、その他。

昭和30年度(1月～12月)に行われた業務成績を示すと第1表に示すとおりである。

第 1 表 化 学 諸 検 査 実 績 表 (昭和30年1月12～月)

月 別		Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ			Ⅳ			Ⅴ			Ⅵ			Ⅶ			Ⅷ			Ⅸ			Ⅹ			Ⅺ			Ⅻ			合 計		
		依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計			依頼調査 計		
水 質 試 験	水道水	—	12	12	—	14	14	3	12	15	3	12	15	7	—	7	68	—	68	69	—	69	—	—	—	39	69	108	29	—	29	14	—	14	34	—	34	266	119	385
	井戸水	10	—	10	9	—	9	9	171	180	5	1	6	16	—	16	189	—	189	9	1	10	13	1	14	49	225	274	63	—	63	8	—	8	178	7	185	558	406	964
	その他	3	—	3	2	—	2	3	—	3	—	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	3	—	3	4	161	165	1	—	1	—	—	—	16	3	19	33	165	198
	計	13	12	25	11	14	25	15	183	198	8	14	22	24	—	24	257	—	257	78	1	79	16	1	17	92	455	547	93	—	93	22	—	22	228	10	238	857	690	1,547

食 品 試 験	氷 雪	—	—	—	1	—	1	4	—	4	—	—	—	—	—	—	3	—	3	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	9
	着色料	—	—	—	—	—	—	4	—	4	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4	10	—	10	
	粉 乳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	1	1	2	—	2	2	1	7	8
	調味料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	1		
	計	—	—	—	1	—	1	8	—	8	2	—	2	—	—	—	3	—	3	1	—	1	—	4	4	—	—	—	—	—	—	1	1	2	5	2	7	21	7

医 薬 試 験	局方試験	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	36	38
	麻薬鑑定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	計	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	36	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	37	39

温 泉 分 析		2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	3	—	3	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	2	—	2	3	—	3	3	—	3	—	16	16
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----

プ ー ル 調 査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	35
-----------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----

そ の 他 の 試 験		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42	—	42	2	3	5	—	—	—	—	—	—	44	3	47
-------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----

- 註 (1) 依頼は有料分。
 (2) 調査は無料分。
 (3) その他の試験は何か1成分の検査で、放射能検査は含まれない。

(1) 水 質 検 査

食品衛生法施行細則第十条に基く営業用水の検査

秋田県条例第十九号第十条に基く特設水道水の検査

その他一般依頼の検査

以上の理由による昭和30年度（1月12～月）の水質試

験検査総件数は 1,547件で、内訳は第1表に示した。

(2) 温 泉 分 析

温泉法施行規則第4条第5項に基き、依頼された温泉の分析である。

昭和30年度分析完了の温泉並びに泉質は第2表に示すとおりである。

第 2 表 昭和30年度（1月～12月）分析完了の温泉

	地 区 別	温 泉 名	場 所	泉名（化学的組成）
1	鹿 角 郡	ト ロ コ 温 泉	鹿角郡宮川村長谷川熊沢国有林	含砒素硫化水素泉
2	"	蒸 ノ 湯	"	酸性緑礬泉
3	"	湯 瀬 温 泉	鹿角郡宮川村宮麓字湯瀬 36の5	単 純 温 泉
4	北 秋 田 郡	—	北秋田郡鷹巣町北家後 68の1	冷 鉱 泉
5	"	矢 立 温 泉	北秋田郡花矢町字長走赤湯 1	含塩化物鉱泉
6	山 本 郡	—	山本郡響村切石字八木山	弱 食 塩 泉
7	男 鹿 市	湯 本 温 泉	男鹿市北浦町湯本字福の沢	含塩化土類弱食塩泉
8	本 荘 市	安 楽 温 泉	本荘市出戸町字大堤下 4	含食塩炭酸鉄泉
9	由 利 郡	神 乃 湯	由利郡平沢町岡前寺字前田表	含重曹食塩泉
10	"	滝 温 泉	由利郡上川大内村滝字湯の沢	芒 硝 泉
11	大 曲 市	鶴 の 湯	大曲市内小友地蔵田	該 当 せ ず
12	仙 北 郡	唐 子 温 泉	仙北郡田沢村先達沢内唐子	単純硫化水素泉
13	"	"	"	単 純 温 泉
14	雄 勝 郡	—	雄勝郡皆瀬村畑等字湯元	"
15	"	—	"	単 純 温 泉
16	"	—	雄勝郡皆瀬村川向小安沢	"

(3) 医薬品検査

この検査は厚生省の指示により薬事監視員の一斉取締により収去した医薬品を医務薬事課の依頼によって行うものである。その他覚せい剤、麻薬等の鑑定を行いまた一般依頼による医薬、農薬、工業薬品、化粧品等の検査である。

昭和30年度薬事監視員により収去された医薬品を検査した成績は第3表のとおりである。

第3表 収去医薬品の検査成績

検査品名	検査件数	判定	
		適	不適
イクタモール	9	—	9
脱脂綿	4	3	1
ガーゼ	9	8	1
クレゾール石鹼液	6	6	—
ジアスターゼ	4	1	3
グリセリン浣腸液	4	4	—
計	36	22	14

附記

(イ) 収去医薬品は昭和30年5月12日薬発第162号、厚生省薬務局長の通知ように従い、本県衛生部薬務課および各保健所の薬事監視員が県内市販品の中から収去したものである。

⑩ 試験方法。イクタモール、脱脂綿、ガーゼ、クレゾール石鹼液、ジアスターゼは第6改正日本薬局方に収載の方法により、またグリセリン浣腸液は昭和30年6月16日薬監第158号厚生省薬務局監視課長の通知ように示された方法に従って試験を行い、適、不適を判定した。

収去医薬品の検査成績について

まず試験成績を表示すれば第4、第5、第6、第7のとおりである。

第4表 イクタモールの試験成績

収去番号	試験項目 製造所名 規格	NH ₃	(NH ₄) ₂ SO ₄	総硫黄	水分	灰分	判定
		2.5%以上	8%以下	10%以上	50%以下	0.5%以下	
1	大○製薬	9.76	23.96	15.16	35.25	0.37	不適
2	〃	7.73	24.22	15.94	37.91	0.57	〃
3	〃	6.95	17.07	13.57	39.38	0.29	〃
4	松○隆○堂薬房	7.08	14.22	11.71	29.77	0.21	〃
5	○木一商店	7.07	13.28	12.16	42.70	0.51	〃
6	〃	6.82	12.76	11.16	40.77	0.16	〃
7	〃	7.32	15.09	12.67	33.14	0.18	〃
8	大○商店	6.17	17.57	12.04	56.91	4.93	〃
9	東○薬品	4.40	8.81	12.05	38.92	3.41	〃

第5表 脱脂綿規格試験成績

収去番号	試験項目 製造所名 規格	酸	アルカリ	水溶性物質	色素	吸水力		灰分	判定
		m.O (-)	P.P (-)	30mg/ 10g	(-)	10秒以内	100g以上	15mg/ 5g	
1	開○舎	(-)	(-)	mg 9.2	(-)	秒 2	g 112	mg 7.6	適
2	今○昌○	(-)	(-)	18.4	(-)	3.5	101	8.5	〃
3	東○衛材○会社	(-)	(-)	8.0	(-)	5	115	6.3	〃
4	野○工場	(-)	(-)	40.8	(-)	15~17	117	14.3	不適

第 6 表 ガ ー ゼ 規 格 試 験 成 績

収去 番号	試験項目 製造所名 規 格	1cm ² 中 糸 数	30cmの 重 量	吸水力	熱灼残留物	水溶性物質	酸	アルカ リ	デキスト リン又は 澱粉	色素	判 定
		12条	10~13.5g	10秒以内	0.3%以下	20mg/以下 8g	m.o. (-)	P. P. (-)	(-)	(-)	
1	岩 ○ ○ 吉	12	10.4	5.7	0.10	9.0	(-)	(-)	(-)	(-)	適
2	○ 土 商 店	"	10.3	4.5	0.14	8.4	(-)	(-)	(-)	(-)	"
3	三○衛生材料	"	10.2	5.2	0.55	4.8	(-)	(-)	(-)	(-)	不適
4	純 ○ 舎	"	10.3	5.0	0.02	7.2	(-)	(-)	(-)	(-)	適
5	開 ○ 舎	"	10.9	5.8	0.15	5.3	(-)	(-)	(-)	(-)	"
6	"	"	10.5	6.0	0.10	6.0	(-)	(-)	(-)	(-)	"
7	三○衛生材料	"	10.7	5.0	0.20	8.4	(-)	(-)	(-)	(-)	"
8	大○衛生材料	"	9.8	5.0	0.11	7.8	(-)	(-)	(-)	(-)	"
9	岩○○帯材料	"	10.7	4.0	0.15	10.7	(-)	(-)	(-)	(-)	"

第 7 表 ク レ ズ ー ル の 規 格 試 験 成 績

収去 番号	試験項目 製造所名 規 格	性 状	遊 離 アルカリ	定 量 (1)	定 量 (2)	判 定
		アルカリ性	P. P. により紅色を呈すること とあっても N-Hcc 0.1ccで 脱色	クレゾール含有量 2.1~2.5cc/5cc	純クレゾール量 43cc以上/50cc	
1	佐 ○ 製 薬	アルカリ性	P. P. → 不 変	2.5 ^{cc}	47 ^{cc}	適
2	三 ○ 化 学	"	"	2.1	"	"
3	東 ○ 製 薬	"	P. P. → 紅色、但し N-HCl 0.1ccで脱色	2.3	"	"
4	平 ○ 製 薬	"	P. P. → 不変	2.2	"	"
5	佐 ○ 製 薬	"	P. P. → 紅色、但し N-HCl 0.1ccで脱色	2.1	"	"
6	共 ○ 化 成	"	P. P. → 不変	2.1	46	"

以上表示した成績を総合し、不適品を百分率で示すと次のようになる。

イクタモール	100%
脱 脂 綿	25%
ガ ー ゼ	11%
クレゾール石鹼液	0%
ジアスターゼ	75%
グリセリン浣腸液	0%

このうちイクタモールについては昭和29年度収去品においても同様であったが、規格と非常にかげ離れた不良所績を示した。従って県内市販のイクタモールのうち適格品がありやいなや頗る疑問に思うところであるが、しかし昨年度各県の試験成績を見ると、当県と大体相似た結果を得ている事情から考察すると、イクタモールの製造方法が現段階よりも進歩し、改良せられない限り、現行の局方収載の試験法及び規格をもって

判定されることは無理と思われる。

なおジアスターゼは今回の試験で不適品が多かったのであるが、その原因の1つとして考えられることは薬事監視員が収去の際小分けにして別の容器に入れて持ち来ったことが適切でなかったことである。

(4) 食 品 検 査

この項に属すものは次の事がらに基くもので、概要は第1表に示したとおりである。

厚生省の指示により食品監視員の一斉取締により収去された食品の検査

食品監視員により不良の疑を以て収去された食品の検査

食品衛生法に基き検査を受けなければならない氷雪人工着色甘味料等の製品適否試験

一般依頼による栄養化学的分析並びに特殊成分検査

附 記 昭和30年8月岡山県における森永ドライ
ミルク事件以来本県においてもMF印のものを捜し
求めたが殆どなく、唯1件9月1日矢島保健所管内
から同社製MF印昭和30年6月9日製の1缶のうち
の1部（既に売られて開缶せられ蔗糖を混入したも
の）を得たので、砒素（ As_2O_3 ）を定量したところ
9 μ /gという成績を得た。但しこのミルクを服用
した小児の症状その他一切不明であった。
なお同年8月26日収去したML印缶2、MN印1、
MC印1、について砒素を検査したが、これを検出
することができなかった。

(5) 放射能検査

昭和29年放射能測定器（東芝製 radiation counter）
整備以来秋田県における、雨水、海水、水道水、河川
水、井戸水、その他植物の灰分について、放射能も測
定、その成績は当衛研所報第1輯に記録したとおりで
ある。その後測定器に故障を生じ、暫く測定不能であ
ったが、最近故障の原因も明かとなり、修理を加え、
使用可能となった。昭和30年度の測定成績は第8表に
示した。アイソトープの使用並びに研究は年来の念願
であるが、現在の当衛研の狭溢をもってしては到底不
可能である。しかし希望は捨てない。

第 8 表 昭和 30 年 放 射 能 測 定 実 績

件数	種 別	採 取 月 日		蒸発残渣 (100ml につき) mg	測 定 時					自 計 然 数 c/m	検体11の カウント 数（自然 計数を差 引く）
		時	刻		月 日 時 刻	気温 G	湿度 %	試料と の距離 cm	試料皿 の直径 mm		
1	雪	7/ I	9—30	9.8	7/ I 15—45~16—15	22°	53	1	28	20	4
2	"	12/ I	9—30	4.8	12/ I 16—25~17—00	24°	60	"	"	19	50
3	"	22/ I	9—40	5.3	22/ I 14—40~15—30	21° .5	53	"	"	23	—
4	"	20/ II	9—30	75.7	20/ II 17—25~18—00	25° .5	58	"	"	24	25
5	雨水	22/ II	15—34~16—15	1.9	22/ II 19—30~20—00	18°	63	"	"	25	47
6	"	27/ II	夜 間	7.3	28/ II 14—00~15—00	—	—	"	"	21	—
7	"	28/ II	9—05~10—30	2.5	"	—	—	"	"	"	15
8	"	2/ III	9—40~10—30	26.5	—	—	—	"	"	23	39
9	雪	4/ III	11—00	3.3	4/ III 15—55~16—30	—	—	"	"	21	39
10	雨水	9/ III	17—00~20—00	5.0	10/ III 16—35~17—20	25° .5	50	"	"	"	26
11	雪	10/ III	夜 間	23.2	11/ III 14—10~15—00	19°	51	"	"	22	12
12	雨・雪	13/ III	夜 間	11.7	14/ III 13—40~14—00	26°	53	"	"	23	23
13	雨	16/ III	夜 間	16.0	17/ III 15—40~16—00	28°	47	"	"	20	140
14	"	17/ III	17—00—	9.4	18/ III 17—00~18—00	20°	53	"	"	22	173
15	雨	18/ III	12—00~13—00	17.8	"	20°	"	"	"	"	84
16	"	25/ III	17—00~	1.6	25/ III 12—45~13—30	24°	60	"	"	"	76
17	"	25/ XI	夜 間	12.0	25/ XI 14—00~14—50	17°	58	"	"	27	—
18	河水 (雄物川)	31/ XI	8—30	853.0	31/ XI 18—10~18—45	"	67	"	"	"	—
19	" (旭川)	31/ XI	13—00	7.6	"	"	"	"	"	"	—
20	雨	24/ XII	—	10.0	27/ XII 11—20~12—00	26° .5	49	"	"	47	35

(6) 井戸水検査

昭和24年度より継続事業として県内の市町村における井戸水を無料で集団検査している。実績は第1表に掲げたとおりである。

(7) 浄化槽の排水試験

昭和29年4月22日清掃法、昭和29年6月30日清掃法施行規則が公布され、これに基く放流水の水質試験については当衛研においてのみならず、各保健所においても実施しなければならないが、昭和30年度については未だ実施していない。

工場廃液については準備中である。

(8) 技術者訓練

昭和28年より各保健所の化学試験技術者に対し、試験法の統一の試験技術の向上を図る目的で、年1回以上技術の伝達講習を開催している。昭和30年度の講習プログラムは本誌「講習会について」の項に述べた。

(9) 放射能調査研究協議会

昭和29年10月25日本会誕生以来すでに2星霜を経た。雨水、河川水、雪、霰、水道水、井戸水などについて測定した放射能は本誌上発表し来たところであるが

秋田測候所では昨年ガイガー計数管が設備せられ、雨水のみならず塵埃についてもその放射能を熱心に測定した成績は本誌上にも発表された。なお本年は微圧計まで設備され、核爆発に備えることになった。

なお昭和31年4月26日衛発第259号によると、「原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会」における協議の結果として、放射能塵及び雨の測定は中央气象台が全国14ヶ所の測候所において統一して実施し、或る程度以上の放射能が認められる場合は当省に速報することになった……万一にも危険な事態が予測された場合には何分の通達をすることになっているので云々と述べている。差し当り大いなる責任はないことになったが放射能被害が全部解決された訳ではないと思う故、今後とも私共の協議会を有効に進めて行きたいと思う。また秋田測候所は選ばれた全国14ヶ所のうちの1ヶ所である関係上私共も微力ながら協調援助したいと考えている。秋田測候所より寄せられた測定成績は別記のとおりである。深甚の謝意を表したい。

(雨水、塵埃についての秋田測定成績は巻末に掲載した)

Ⅶ ◆ 講習会 について ◆

科学の進歩に伴う検査技術を磨き、また新しい知識を得るという目的で、年1乃至2回当衛研または保健所において講習会を開いている。また秋田県看護婦養成所生徒に対しては細菌その他の実習を指導している。30年度に開催された講習会は次のとおりである。

(a) 秋田県看護婦に対する講習会

期 日 昭和30年6月10日

〃 8月16日

場 所 秋田衛生研究所

講習科目並びに講師

Ⅰ、一般細菌について並びに染色法

2、培養基の概要

3、結核菌の生理、塗抹鏡検法、培養法

4、ワッセルマン梅毒反応、村田法、北研法、カルジオライピン法について

5、ウイダール反応、ワイルフェリックス反応

6、結核菌の耐性試験について

主任講師 藤 沢 技 師

補助指導 佐々木 技 師

茂 木 技 師

庄 司 技 師

(b) 細菌検査技術者(保健所、各医療機関)に対する講習会

期 日 昭和30年10月18、19日 2日間

場 所 秋田保健所講堂、秋田県衛生研究所

講習科目並びに講習

特別講演「腸内細菌とその分離法」

北 研 広木 彦吉 博士

食中毒検査手技について

藤 沢 技 師

ホールベルグ氏結核菌検査法

衛 研 所 員

★★★

Ⅷ 放射能調査研究協議会について

★★★

秋田県には示すが如き立派な放射能調査研究協議会がありながら何らの会合もなく、またデータなどの交換が一部に止ったことはまことに残念なことであるが、これには各種の事情があったことは理由にはなるが、しかし幹事の努力も確かに不足であることを認める。本年は健康も順調であり、またガイガー計数管の故障も完全に直

った模様であるから大いに努力したいと思う。

なお秋田測候所からは昭和30年7月から12月までの雨水、塵埃の放射能について貴重な測定データを戴いたので、この章に録したいと思う。当衛研の分は前節に録してある。

児玉幹事

斎藤幹事

放射能定時観測表 (雨水) (09r)

1955 7 月

採取時刻	降水量	蒸乾量	試料番号	測定値
日時分	mm	cc		cpm/l
4.09.00	21.7	100	128	15
5.08.30	9.9	100	132	27
6.08.30	10.6	100	133	5
7.08.25	5.0	107	134	23
11.06.35	3.0	100	136	0
23.08.55	2.2	100	141	10
24.05.43	12.6	100	145	39
27.04.10	0.8	30	146	137

1955 8 月

(減衰起算時刻)	降水量	蒸乾量	試料番号	測定値
日時分	mm	cc		cmp/l
1.08.35	6.3	100	148	48
1.20.49	43.7	100	151	4
3.09.00	10.5	100	152	0
6.18.05	1.1	50	153	51
20.09.00	12.6	100	157	60
21.09.00	37.9	100	159	27
22.02.20	8.5	100	160	29
23.06.08	1.5	79	162	67
31.09.00	97.8	100	165	5

1955 9 月

減衰起算時刻	降水量	蒸乾量	試料番号	測定値
日時分	mm	cc		cpm/l
7.08.54	7.4	100	167	0※
8.03.50	7.0	100	169	13※
13.09.00	7.4	100	171	6※
13.23.25	62.1	100	173	34※
16.07.15	19.3	100	174	10※
16.15.46	6.9	100	176	8※
18.08.15	14.5	100	177	16※
19.09.00	4.4	100	179	46※
19.15.51	1.7	80	180	37※
24.00.05	7.0	100	184	28※

注 ① 8月より観測法一部改正する

減衰起算時刻 従来の採取時刻と同様で採取の終った日時分

測定値 減衰起算時より6時間を経過した時に測定するか又はその時間に更正した値(自然係数は含まず)自然係数の測定法……試料測定の前後各分間の平均値

採取場所 秋田測候所構内

降水量 前日9r~当日9rの降水量(耗)

蒸乾量 前24時間降水量の中から100cc蒸発、乾固

注 ②

測定器 科研製32型 GM計数器

マイカ窓の厚さ 22mg/cm²

試料皿 科研製ステンレス試料皿(直径25mm)

測定距離 1cm

1955 10月

採取時刻	降水量	蒸乾量	試料番号	測定値
日時分	mm	cc		cpm/l
1.09.00	1.1	67	187	5※
2.09.00	2.1	100	190	7※
5.09.00	21.3	100	191	25※
8.09.00	8.9	100	193	0※
9.09.00	7.3	100	195	14※
11.09.00	18.4	100	196	8※
12.09.00	26.2	100	199	17※
15.09.00	7.7	100	200	14※
16.09.00	13.9	100	202	28※

17.09.00	4.5	100	203	29※
18.09.00	1.0	50	204	96※
19.09.00	16.0	100	205	15※
20.09.00	0.8	62	207	64※
21.09.00	30.8	100	209	0※
22.09.00	15.2	100	211	14※
23.09.00	9.3	100	212	3※
27.09.00	10.3	100	214	19※
28.09.00	1.1	61	216	13※
29.09.00	30.8	100	218	5※
30.09.00	11.4	100	219	23※
31.09.00	6.1	100	220	31※

1955 11月

採取時刻	降水量	蒸乾量	試料番号	測定値
日 時 分	mm	cc		cpm/l
1.09.00	2.0	92	222	39※
2.09.00	24.8	100	224	30※
3.09.00	13.7	100	225	25※
4.09.00	17.6	100	226	45※
5.09.00	9.9	100	228	9※
6.09.00	7.1	100	229	44※
7.09.00	10.0	100	230	20※
8.09.00	16.0	100	231	26※
9.09.00	30.6	100	232	18※
10.09.00	18.4	100	233	29※
11.09.00	4.7	100	334	19※
14.09.00	23.7	100	237	32※
15.09.00	1.6	79	238	64※
17.09.00	23.9	100	240	32※
19.09.00	13.5	100	241	34※
22.09.00	12.9	100	244	39※
24.09.00	3.0	100	245	68※
26.09.00	2.8	100	248	1180
28.09.00	9.7	100	250	287※
29.09.00	2.3	83	251	176※

1955 12月

採取時刻	降水量	蒸乾量	試料番号	測定値
日 時 分	mm	cc		cpm/l
1.09.00	12.9	100	253	120※
5.09.00	13.0	100	257	107※
6.09.00	20.5	100	258	179※
7.09.00	1.0	59	259	840※
8.09.00	3.4	100	260	335※
9.09.00	1.8	63	261	213※
11.09.00	7.4	100	262	283※
12.09.00	2.1	100	263	135※
14.09.00	1.9	100	265	250※
15.09.00	26.1	100	267	332※
16.09.00	10.6	100	268	198※
17.09.00	4.5	100	269	124※
18.09.00	1.2	74	270	72※
21.09.00	7.5	100	271	90※
22.09.00	7.4	100	273	94※
23.09.00	5.0	100	274	213※
24.09.00	1.9	62	275	105※
28.09.00	8.8	100	276	60※
29.09.05	4.3	100	277	156※
30.09.25	3.0	100	278	441※
31.09.15	3.2	100	279	280※

放 射 能 定 量 観 測 表

1955 8 月

降水期間	第 一 瓶				第 二 瓶				第 三 瓶			
	採取時刻	試料番号	蒸乾量	測定値	採取時刻	試料番号	蒸乾量	測定値	採取時刻	試料番号	蒸乾量	測定値
日 時 分	日 時 分		cc	cpm/l	日 時 分		cc	cpm/l	日 時 分		cc	cpm/l
3.00.32 3.10.07	3.09.10	125	100	59	3.09.36	126	100	70	3.09.38	127	100	92
4.02.40 7.08.25	4.04.10	129	100	28	4.05.17	130	100	29	4.06.17	131	100	0
10.11.43 11.06.35	11.06.02	137	100	27	11.06.03	138	100	55	11.06.35	139	56	0
22.18.25 24.05.43	22.19.47	142	100	85	23.08.20	143	100	23	23.16.22	144	100	25
26.17.09 27.04.10	27.04.10	147	90	89								

注

- 第 一 瓶 一降水期の降り初めから100cc採取
 第 二 瓶 第一瓶採取後100cc採取
 第 三 瓶 第二瓶採取後100cc採取
 降 水 期 間 一降水の降り初め及び降り終りの時間

1955 8 月

降水期間	減衰起算時刻	試料番号	蒸乾量	測定値
Ⅶ 31.16.53 Ⅷ 1.20.49	1.05.54	149	100	56
3.00.02 3.09.20	3.01.48	154	100	16
6.03.27 6.18.05	6.18.05	155	95	61
19.15.19 22.02.20	19.15.25	158	100	35
22.13.34 23.06.08	23.03.33	163	100	65
30.15.30 31.10.50	30.21.32	164	100	28

注 8月より観測法一部改正
測定値 一降水期間の降り初めから 100cc 採取した試料についての測定値
減衰起算時刻 採取瓶に 100cc 採取満水した時刻
降水期間 一降水の降り初め及び降り終り時分
その他 定時観測に準ずる

1955 9 月

降水期間	減衰起算時刻	試料番号	蒸乾量	測定値
日 時 分	日 時 分		cc	cpm/l
6.02.15 8.03.50	7.03.20	168	100	71※
13.04.40 13.23.25	13.06.46	172	100	8※
16.00.10 16.15.46	16.03.26	175	100	1※
17.23.38 19.15.51	18.02.28	178	100	21※
21.05.57 21.10.10	21.10.00	182	100	43※
23.10.47 24.00.05	23.13.35	185	100	23※
29.04.45 29.11.15	29.11.15	186	55	42※

1955 10 月

降水期間	採取時刻	試料番号	蒸乾量	測定値
日 時 分	時 分		cc	cpm/l
自 1.04.40 至 1.12.58	09.00	188	100	33※
自 4.11.50 至 5.12.10	09.00	192	100	21※
自 7.14.16 至 9.11.10	09.00	194	100	15※
自 11.01.21 至 12.03.52	09.00	197	100	15※
自 14.14.31 至 17.04.08	09.00	201	100	0※
自 18.01.50 至 19.02.59	09.00	206	100	10※

自 20.07.30 至 23.08.38	09.00	208	100	39※
自 26.10.58 至 26.21.25	09.00	213	100	14※
自 27.12.48 至 27.14.51	09.00	215	100	49※
自 28.15.20 至 31.03.53	09.00	217	100	54※

1955 11 月

降水期間	採取時刻	試料番号	蒸乾量	測定値
日 時 分	時 分		cc	cpm/l
10 自 31.22.25 至 4.04.45	09.00	221	100	60※
自 4.22.06 至 11.17.40	09.00	227	100	54※
自 13.12.55 至 14.23.10	09.00	236	100	69※
自 16.08.02 至 19.04.15	09.00	239	100	41※
自 21.11.52 至 22.18.20	09.00	243	100	1950
自 23.20.50 至 24.05.05	09.00	346	100	423※
自 26.02.02 至 26.04.40	09.00	247	100	9000
自 27.16.02 至 28.15.10	09.00	249	100	1650

1955 12 月

降水期間	採取時刻	試料番号	蒸乾量	測定値
日 時 分	時 分		cc	cpm/l
11 自 30.12.42 至 2.08.23	09.00	252	100	440※
自 2.21.57 至 3.06.57	09.00	255	73	498
自 4.07.07 至 11.20.11	09.00	256	100	521
自 14.17.35 至 18.21.30	09.00	266	100	638

降雪のため以後の観測を中止する

塵 埃 測 定 表

1955 7 月

(水盤法による)

	上 旬	中 旬	下 旬
採 取 時 刻	11.09 r	21.09	Ⅶ 1.09 Ⅷ
曝 露 期 間	1.09.99~ 11.09.00	11.09.00~ 21.09.00	21.09.00~ 1.09.00
遮 蔽 時 間			—
有効曝露時間	166.9	240.0	127.1
曝 露 水 量	2000cc	5000cc	3000
採 取 水 量	660	530cc	410
蒸 乾 量	100	100	100

試料番号	135	140	150
測定日時	11.13.50	21.10.48	5.14.50
自然係数	28.0	28.2	27.9
試料係数	1	1	0
雨水混入量	0.2	—	0.6
備考			

注

試料係数 1 平方米当り 1 時間に落下した塵埃の 1 分間の Count 数 (自然係数は含まず)

1955 8 月

	上 旬	中 旬	下 旬
採取時刻	11.09	22.09	IX 1.09
曝露期間	1.09.00~ 11.09.00	11.09.00~ 22.09.00	IX 1.09.00~ IX 1.09.00
遮蔽時間	77.6	81.3	66.9
有効曝露時間	162.4	182.7	173.1
曝露水量	3000	3000	4000
採取水量	690	683	810
蒸乾量	100	100	100
試料番号	156	161	166
測定日時	12.09.32	22.13.12	IX 1.11.21
自然係数	25.7	25.0	27.1
試料係数	1	2	1
雨水混入量	—	—	—
備考			

1955 9 月

	上 旬	中 旬	下 旬
取外し時刻	12.09.15	21.13.15	IX 1.09.00
曝露期間	1.09.00	12.09.15	21.13.20
遮蔽時間	12.09.15	21.13.15	IX 1.09.00
有効曝露時間	168.5	80.5	169.7
曝露水量	3000	2000	2000
採取水量	820	1100	520
蒸乾量	100	100	100
試料番号	170	183	189
測定日時	12.11.20	23. 9.31	IX 1.12.31
自然係数	26.6	25.6	28.1
試料係数	1	4	0
混入水量	—	—	0.1
備考			IX 30~IX 1 強風(SW) のため砂塵 多量混入

1955 10 月

	上 旬	中 旬	下 旬
採取時刻	1.00.00	11.09.00	21.09.00
曝露期間	21.13.20~ 1.09.00	1.12.00~ 11.09.00	11.09.00~ 21.09.00
遮蔽時間	66.0	221.7	147.0
有効曝露時間	169.7	16.3	93.0
曝露水量	2000	2000	2000
採取水量	520	1250	2870
蒸乾量	100	100	100
試料番号	189	197	210
測定日時	1.12.31	11.13.59	21.11.10
自然係数	28.1	25.8	27.4
試料係数	0	20	1
雨水混入量	0.1	—	15.0
備考			

1955 11 月

	上 旬	中 旬	下 旬
採取時刻	1.09.00	11.06.00	21.11.00
曝露期間	21.09.00~ 1.09.08	1.09.00~ 11.09.00	11.09.00~ 21.11.00
遮蔽時間	121.0	216.3	143.8
有効曝露時間	142.2	23.7	99.2
曝露水量	2000	2000	2000
採取水量	1370	2450	1620
蒸乾量	100	100	100
試料番号	223	235	242
測定日時	1.11.53	11.11.25	21.13.48
自然係数	28.3	26.6	26.5
試料係数	1	11	6
雨水混入量	0.0	7.0	—
備考			

1955 12 月

	上 旬	中 旬	下 旬
採取時刻	1.09.00	12.09.00	21.15.00
曝露期間	21.11.00~ 1.09.00	1.09.00~ 12.09.00	11.10.00~ 21.15.00
遮蔽時間	216.2	223.0	188.8
有効曝露時間	20.3	40.7	56.2
遮蔽時間	2000	2000	2000
採取水量	1900	1750	1990
蒸乾量	100	100	100
試料番号	254	264	272
測定日時	1.11.48	12.14.00	21.16.30
自然係数	27.9	26.9	27.3
試料係数	29	15	26
雨水混入量	—	0.1	—
備考			